

誤嚥性肺炎ゼロプロジェクト 特養くわのみ荘 グランプリ受賞 クロスケアデンタル主催

高齢者の誤嚥性肺炎ゼロを目指し、介護職による口腔ケアの普及に取り

組んでいるクロスケアデンタル(福岡市、瀧内博也代表取締役)は27日、同社の誤嚥性肺炎ゼロプロジェクトに参加し、実績を上げた介護事業所や職員を表彰する「ゼロプロジェクトアワード2023」をオンラインで開催した。誤嚥性肺炎による入院の減少や口腔機能評価など、客観的な基準により最も優秀な成績を上げた社会福祉法人青山会特別養護老人ホームくわのみ荘が総合グランプリを受賞した。

ゼロプロジェクトは、介護事業所での介護職主体による口腔ケアが高齢者にもたらすメリットを

「見える化」することを目的に、昨年から開催。第2回目となる今回は、2022年4月〜23年3月までの実績をもとに、6つの部門に分けて事業者と個人それぞれを表彰した。

「朝食と夕食後に口腔ケアを、マッサージュまで心がけて行うようにした。その結果が数値としても

出たことが嬉しい」(松生園)と喜ぶの声を上げた。特養くわのみ荘は、口腔機能評価(OHAT)による平均点が5.44から3.94まで低下。数値が低くなったのは機能が改善されたことを示す。3点台になると肺炎の発症率は大きく減るとされている。このほか、職員1人あたりの口腔ケア実施回数やケアの質向上のためのセミナー参加回数などを総合的に審査したうえで、総合グランプリを受賞した。

クロスケアデンタルの瀧内代表は、「私たちが考案した口腔ケアはとてもシンプルで誰もができる。

けれどもそれを週2回正しく継続することが実は難しくもある。その努力の背後に守られている命があることはとても素晴らしいことだと改めて思った。ぜひ、みなさんには自信を持ってほしい」とプロジェクトの参加者を讃えた。

「朝食と夕食後に口腔ケアを、マッサージュまで心がけて行うようにした。その結果が数値としても



小口氏

全国福祉用具専門相談員協会(岩元文雄理事長)は22日に定時社員総会を開催し、介護ロボットやICT活用、業務継続計画(BCCP)に関する研

究の開催などを含む事業計画を承認した。新たな研究・研修活動として介護施設や在宅で介護ロボットやICT技術を活用した生産性向上に関する研修会のほか、高齢者虐待に関する研修会も新規で実施する。役員選任では、新任理事に黒岩嘉弘氏(テクノエイド協会常務理事)、鈴木みどり氏(トップコーポレーション代表取締役社長)、顧問に荒井祐子氏(スマイルケア取締役会長)が選任された。

協会員92増 過去最高の伸び

全国介ホ協 23年度総会

全国介護付きホーム協会(介ホ協、老松孝晃代表理事)は21日、23年度総会を開催した。

老松孝晃代表理事は開会にあたり、「昨年度は協会の会員数が92増加し、過去最高の伸び幅となった。昨今の物価高などの苦しい経営環境の表れだ。



老松代表理事

総会には、厚労省老健局の大西証史局長がメッセージを寄せた。「介護付きホームは要介護3以上の高齢者の終(つい)の住家。特養ホームと並

来年のトリプル報酬改定に向けて、今年も勝負の年だ。協会は介護報酬の増額を訴えていく」とあいさつした。介ホ協では昨年度、「入会促進プロジェクト」と題して、コールポイント、DMなどを実施。地道な活動が奏功したかたちだ。

総会には、厚労省老健局の大西証史局長がメッセージを寄せた。「介護付きホームは要介護3以上の高齢者の終(つい)の住家。特養ホームと並

んで、地域の高齢者福祉における期待と役割は大きい。コロナ禍が終息した今後は、利用者のQOLの向上に努めてほしい」と話した。

入会の促進を通じた組織力の強化、経営品質向上のための会員企業の協業、の強化を掲げた。特に3つ目の経営品質の向上に関しては、会員企業の科学的介護情報システム(LIFE)の導入と、事業継続計画(BCCP)の策定の支援を行う。総会の後は、兵庫県立大学大学院の香取照幸特

任教授が「社会保障をめぐる動きと介護付きホームに期待するもの」と題して、講演を行った。

「地域包括ケアシステムは介護保険の理念であり、その到達点だ。施設と在宅、医療と介護の二元論を克服し、顔の見えるサービスを提供する」とした上で、「民間の介護付きホームは、高齢者の住まいの選択肢を拡大する」と、その意義を語った。

宅、医療と介護の二元論を克服し、顔の見えるサービスを提供する」とした上で、「民間の介護付きホームは、高齢者の住まいの選択肢を拡大する」と、その意義を語った。

利用者の約6割の福祉用具貸与期間が使用想定期間内だったことから、購入すると、貸与サービス利用に比べコストがかかると指摘。近々再開される厚生労働省の福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会で貸与での利用継続を主張していくと語った。この緊急調査では福祉

日本福祉用具供給協会(小野木孝二理事長)は7月19日、「いよいよ始まるインボイスと電子帳簿保存法のポイントと対策について」をテーマに今年度第1回の経営研究会をオンラインで開催する。

10月からは、取引事業者から求められた際に登録事業者が消費税率などを記載した「適確請求書(インボイス)」の交付を義務づけるインボイス制度が始まる。現在は免除されている年間売上1千万円以下の個人事業者、フリーランスなどの登録事業者が消費税の納税を求める場合もある。さらに来年1月からは

Q&A 介護と労働

Q: 当法人は、夏に5日間、就業規則に基づきお盆休暇を設定しています。年次有給休暇の5日取得が義務付けられていますので、お盆休暇に本人の年次有給休暇を消化してもらいたいと考えていますが、何か問題ありませんか？

A: 年次有給休暇の5日取得が義務付けられたということ、なんとか消化してもらおうと手立てとしてのご質問とは思いますが、まず、結論から言いますと出来ない、ということになります。あくまで就業規則に基づき「お盆休暇」と設定しているわけですので、年次有給休暇にあてることができません。

まず年次有給休暇は労働日に取得できるものです。そして休暇は「労働日の」労働義務が免除される日」という意味です。そして、休暇の中には法律上、当然に設定すべき年次有給休暇や子の看護休暇などの法定休暇と就業規則等で、事業所が独自(任意)で設定する法定外休暇があります。今回の場合のお盆休暇は法定外休暇として規定しているわけですので、取引先と電子データを取り取りした請求書・領収書契約書・見積書などを、一定の要件を満たした形でデータの状態で保存する義務が課せられる。

これらの詳細については、元財務省官僚の松崎啓介税理士が、福祉用具事業の経営者や管理担当者、それらにかかわる税理士向けに解説する。

時間は13〜15時。参加費は会員無料、非会員は2千円(税込)。

締め切りは7月12日。申し込みは当会ホームページへ。

お盆休暇は年次有給休暇の対象外

その日を法定休暇である年次有給休暇にあてるとは文脈から考えてもおかしいことです。

あくまで年次有給休暇は、年次有給休暇以外の休暇とっていい労働日に取得できるものです。もし、お盆に年次有給休暇を消化してもらおうと思うと、少なくともお盆休暇を廃止して就業規則等を変更する必要があります。しかしながら、これは「就業規則の不利益変更」に該当しますので、そうせざるを得ない高度な理由などが必要になります。もし、夏に取得してもらおうとしようという場面は、かなり丁寧に職員の方に説明して同意を取り付けることをおすすめします。

また場合によっては計画年休制度の利用なども検討されてはいかがでしょうか？ 計画年休制度により職員の方がいっぺんに同一日に休むことを回避しながら年次有給休暇を消化してもらおうとも考えられても良いと思います。なお、計画年休制度を利用する場合は、就業規則に根拠になる規定、そして労使協定が必要なのは忘れないてください。ただ、計画年休の労使協定は労働基準監督署に提出義務はないということだけは付け加えておきます。

(糀谷社会保険労務士事務所代表 糀谷博和)

これらの詳細については、元財務省官僚の松崎啓介税理士が、福祉用具事業の経営者や管理担当者、それらにかかわる税理士向けに解説する。